

表紙	治山課長	課長	担当者	年	供 覧
[Redacted]				月	
[Redacted]				日	

電話（口頭）記録用紙

発信日時	平成 20 年 8 月 22 日(金) 10 時		
表 題	熱海市伊豆山地区の残土処分について		
受信者	熱海市まちづくり課 [Redacted]	発信者	治山課 [Redacted]
供 覧	所長 次長 技監 治山課長 課員 // //		
要 件	<p>[Redacted] :</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱海市役所で 8 月 12 日に行なわれた打合せの際、[Redacted] から小田原の現場の土を赤井谷に入れたいと相談があったが、その後の状況を把握しているか？ <p>[Redacted] :</p> <ul style="list-style-type: none"> 沈砂地の工事に着手したようである。 現在、伊豆山の工事は停滞している。工事の主力は小田原の現場に移っているようだ。 <p>[Redacted] :</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ha を超えなければ止むを得ないが、新たな林地開発行為に発展することはないか？ 今回の件は、市のどこの部局が管理・監督するのか？ <p>[Redacted] :</p> <ul style="list-style-type: none"> 林地開発違反となる前に市が土採取条例等で許可しており、その範囲を超えなければ、止むを得ないと判断した。 指導は、まちづくり課が行なわなければならないと考えている。 将来、範囲を拡大し、林地開発行為に該当するようなことになれば、予め許可を取得するよう指導する。 <p>[Redacted] :</p> <ul style="list-style-type: none"> 再度違反行為をすることになれば、厳しい対応をしなければならない。 産業振興課 [Redacted] に情報を伝え、連携して指導して欲しい。 <p>[Redacted] :</p> <ul style="list-style-type: none"> 了解しました。 		
対 応	<ul style="list-style-type: none"> 上記のことについて、森林計画室 [Redacted] に情報提供した。[Redacted] と話す際に、予め現地に杭を入れ、範囲を明確にするよう指導する。」とのことであった。 熱海市 [Redacted] に連絡し、小規模林地開発制度等に基づき適切に指導するよう依頼した。 [Redacted] は、林地開発許可制度のことを承知していると考えているが、市と連携し、継続的に現地の動向を観察していく。 		